

政令第 号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項及び第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。

）が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの」を削り、同表の二二の項中「伝熱面積」を「環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

ばい煙発生施設に該当するボイラーの規模に係る要件について、伝熱面積に関する基準を廃止する等の必要があるからである。